

居留ビザ

起業家ビザ申請

このビザは、台湾の經濟部投資審議委員會にて審査を行うため、申請から発行までに、1ヶ月かかります。

1、対象者

中華民國国内で会社を設立される方

2、必要書類

- (1) 旅券：原本と写し 1通（申請時において残存期間 6ヶ月以上）
- (2) ビザ申請書：1通（オンライン登録したもので、本人の署名が必要）
- (3) カラー・背景白色写真：2枚（縦 4.5cm×横 3.5cm、頭頂から顎までの長さが 3.4±2cm で、申請日前 6ヶ月以内に撮ったもの）
- (4) 最高学歴（高等学校以上）の卒業証明書及び成績証明書
(3ヶ月以内に発行されたもの)：原本とコピー各 1通ずつ
- (5) 経済部投資審議委員會が規定する書類

※経済部の「[外國人來臺申請創業家簽證資格審查處理要點](#)」をご確認下さい。

經濟部投資審議委員會 電話：台北 02-3343-5700

- (6) 住民票又は運転免許証/マイナンバーカードの両面コピー

※申請者の住民票原本（3ヶ月以内発行のものに限る）、運転免許証の両面コピー、マイナンバーカードの両面コピーのうち 1 点で構いません。

ビザ費用：最新の手数料一覧表をご参照下さい。

注意事項：

1. ビザが発行されてから、3ヶ月以内に台湾に入国して下さい。
2. 台湾に入国後、15日以内に居住先から最寄りの「内政部移民署服務處」で外僑居留證を取得して下さい。尚、移民署での必要書類は、各自で確認して下さい。